

諸外国の特許権の効力が及ばない「試験又は研究」に係る規定 (仮訳)

米国：特許法

第 271 条 【特許侵害】 (抄)

- (e) (1) 医薬品又は獣医学上の生物学的な製品の製造、使用又は販売を規制する連邦法の下、開発及び情報の提供に合理的に関連する使用のみを目的として特許発明(新しい動物用医薬品又は獣医学上の生物学的な製品(連邦食品・医薬品・化粧品法及び 1913 年 3 月 4 日付けの法律で使用されている用語の同じもの)で、DNA 組替え技術、RNA 組替え技術、交配技術又は、特別な遺伝学的操作技術の分野を含む他の工程等を使用して主に生産された物でないものを除く。)を合衆国内で製造し、使用し、販売の申出をし、若しくは販売すること又はその特許発明を合衆国内に輸入することは、侵害行為とはみなされない。

英国：特許法

第 60 条 【侵害の意味】 (抄)

- (5) 本項の規定がない場合にはある発明の特許の侵害を構成するはずであるところの行為は、以下の場合には侵害を構成しない。
- (a) それが私的にかつ非商業的目的でなされる場合
 - (b) それがその特許発明の主題に関し試験目的でなされる場合

ドイツ：特許法

第 11 条 (抄)

特許の効力は、次に掲げるものには及ばない。

- (1) 私的にかつ非商業的目的でなされる行為
- (2) 特許発明の主題に関し試験目的でなされる行為

フランス：知的財産法

第 613 条 5 (抄)

特許によって付与される権利は、次の各号には及ばない。

- (a) 私的にかつ非商業的目的でなされる行為
- (b) 特許発明の主題に関し試験目的でなされる行為

欧州：共同体特許条約

第 27 条 【共同体特許の効力の制限】 (抄)

共同体特許によって付与される権利は、次の各号には及ばない。

- (a) 私的にかつ非商業的目的でなされる行為
- (b) 特許発明の主題に関し試験目的でなされる行為